

第28回福島地方労働審議会

労働行政最重点施策 労働基準部

1. 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果
2. 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果
3. 過重労働解消に向けた取組の推進
4. 監督指導事例 ・ サブロク協定をご存じですか(リーフレット)

平成30年3月9日



監督指導結果の概要

1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果（平成29年）

○監督実施事業者数 **336**事業者

うち労働基準関係法令違反があった事業者 **129**事業者

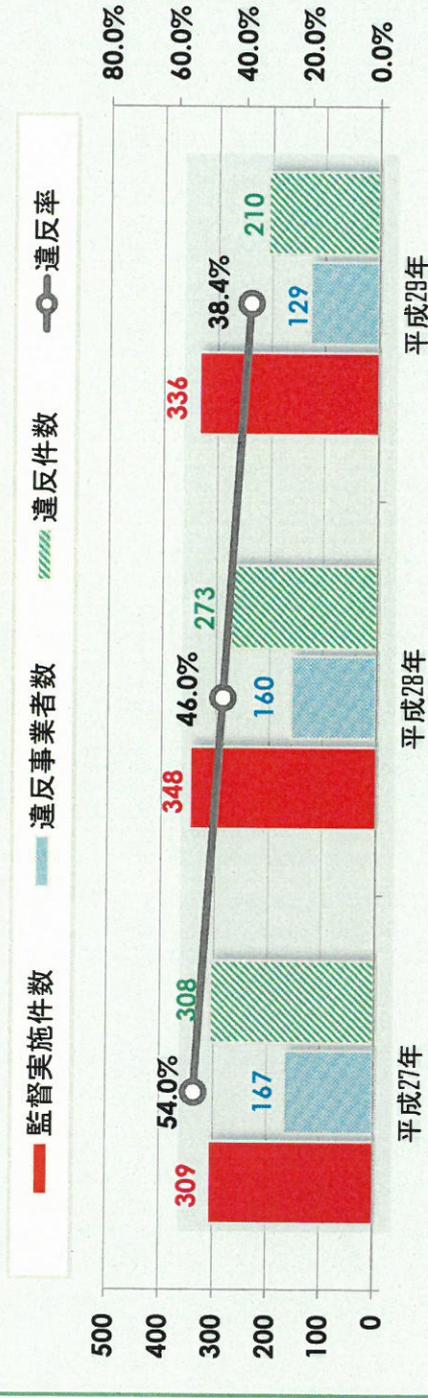
違反率**38.4%**（安全衛生関係**11.9%** 労働条件関係**49.1%**）

○違反件数 **210**件

安全衛生関係 **39**件（元請の下請に対する指導、フォークリフト作業の作業計画等）

労働条件関係 **171**件（割増賃金の支払、労働条件の明示、就業規則の届出等）

監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移



監督指導結果の概要

2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果（平成29年）

○監督実施事業者数 **274**事業者

うち労働基準関係法令違反があった事業者 **121**事業者

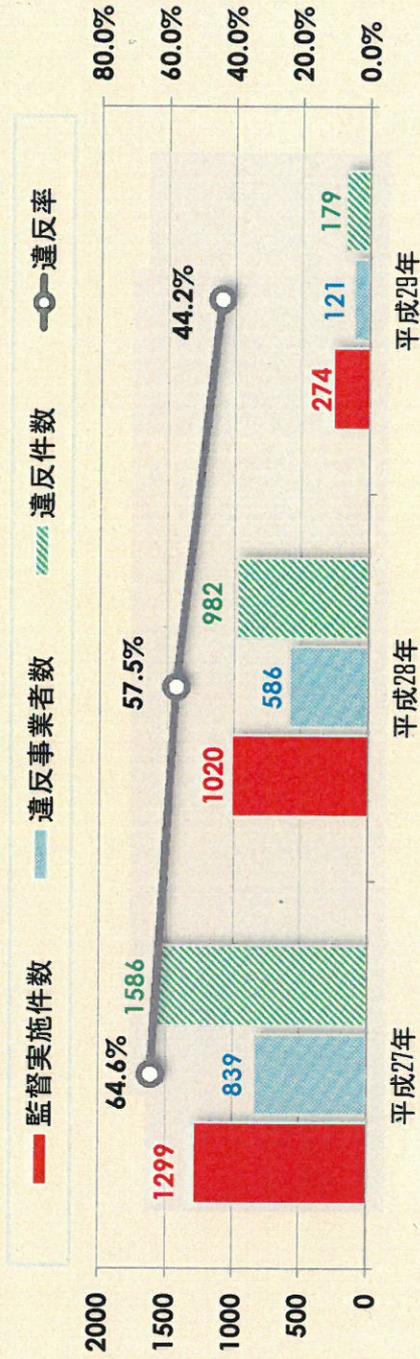
違反率**44.2%**（安全衛生関係**38.7%** 労働条件関係**50.7%**）

○違反件数 **179**件

安全衛生関係 **118**件（元請の下請に対する指導、作業場所の事前調査等）

労働条件関係 **61**件（割増賃金の支払、賃金台帳の作成、法定労働時間等）

監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移



過重労働解消に向けた取り組み

過重労働解消に向けた取組の推進

- ・労基署へ届出のあった36協定の内、1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能なものを届け出た事業場に対し自主点検を毎月実施。
 - ・上記自主点検の結果、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対し監督指導を実施。
 - ・1月末時点における監督実施件数
 - 時間外・休日労働が100時間超と考えられる事業場・・・227事業場
 - 時間外・休日労働が80時間超100時間以下と考えられる事業場・・・209事業場
 - 過労死等に係る労災請求があった事業場・・・11事業場
 - ・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を実施
更に事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を指導。
 - ・自主点検時に、働き方・休み方改善コンサルタントの活用促進のリーフレットを郵送し利用勧奨を実施。
 - ・違法な時間外労働を行わせた1事業場を書類送検。
- ### 過重労働解消キャンペーン期間(11月)の取組
- ・過重労働解消相談ダイヤルの開設(10月28日)
 - ・福島労働局長によるベストプラクティス企業へ職場訪問(11月22日)
 - ・過重労働が疑われる事業場に対する重点監督の実施
 - ・過労死等防止対策推進シンポジウムの開催(12月2日)

事例 1

1. 長時間労働による過労死等に関する労災請求があった会社に対し、立入調査を実施した。
2. 被災労働者について、36協定で定める上限時間を超える違法な時間外労働等が認められたことから、指導を実施した。
3. 労働時間を適正に把握していなかった業態も認められたことから、上記2と併せて指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労基署の指導

- 1 被災労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月80時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外労働（最長：月126時間）等を行わせていたことが判明した。
- 2 また、この労働者を含む複数の労働者について、タイムカードを適正に打刻していない、合理的な理由なく関係記録簿に罪難がある等の業態が認められ、労働時間を適正に把握していないこと、及び、適正に時間外・休日・深夜労働分の割増賃金を支払っていないことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②労働基準法第35条（休日労働）違反を是正勧告
- ③労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ④36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ⑤月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ⑥労働時間の適正把握についての改善、具体的な再発防止対策を講ずるよう指導

事例 2

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる会社に対し、立入調査を実施した。
- 2 10名を超える労働者について、36協定で定める上限時間を超える違法な時間外労働が認められたことから、指導を実施した。
- 3 深夜業を含む業務に従事する労働者について、6月以内ごとに1回、健康診断を実施していることから、上記2と併せて指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労基署の指導

- 1 タイムカード及び賃金台帳を確認したところ、10名を超える労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月110時間）を超えて、最長で月149時間の違法な時間外労働を行わせていたことが判明した。
- 2 また、常時深夜業を含む業務に従事する労働者について、6月以内ごとに1回、定期に医師による健康診断を実施していないことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告
- ③36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ④月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ⑤過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

中小企業主・小規模事業者の皆さまへ

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 ・労働基準監督署への届出
 が必要です。
- サブロク
 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



（※）具体的には、
 1. 従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
 2. 過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】
 ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、
 1. 1か月45時間、1年360時間等とされています。
 * これを「限度時間」と言います。
 * ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超過して労働させることができます。
 ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。
 （相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・労働基準監督署への届出
 が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



- （※）具体的には、
- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
 - ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
- *ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。

（相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働（残業）が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。

36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。

相談窓口等について

お気軽にご相談ください。

下記の窓口では、長時間残業の見直しなど、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の方に、具体的な方法のアドバイス等を行っています。

例えば、

「労働時間等に関する現行の制度内容が分からない」

⇒ 現行制度の内容等を説明 (①)

「人材の確保など、事業運営の支障を抱えている」

⇒ 人材が定着しやすい職場環境づくりのアドバイスや助成措置を紹介 (②)

⇒ 事業運営や経営上の課題について相談・アドバイス (③)

① 労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先

▶ 最寄りの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

② 職場環境の改善に関する相談窓口（働き方・休み方改善コンサルタント）

長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援しています。

労務管理等の専門家による電話相談や、事業場を訪問し具体的な提案を行うコンサルティングを無料で行っています。

▶ 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ 事業運営や経営上の課題に関する相談窓口（よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」に必要な、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題については、『よろず支援拠点』まで御相談ください。

『よろず支援拠点』は、全国47都道府県に設置されており、拠点ごとに、経営改善、会計・財務やITなど、様々な分野の専門家を複数配置し、ワンストップで相談に応じます。また、問題に応じた適切な支援機関の御紹介もいたします。

▶ 各拠点の連絡先はこちら。 <http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html>

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の記載例

様式第9号（第17条関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）					
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)					
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期間	
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）			
①	下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	検査	1日8時間	3時間	1か月（毎月1日）	1年（4月1日）	平成〇年4月1日から1年間	
		月末の決算事務	経理	同上	3時間	30時間	250時間	同上	
						15時間	150時間		
②	1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	同上	3時間	20時間	200時間	同上	
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間	
		臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）
平成〇年 3月 15日

職名 検査課主任
氏名 山田花子

職名 工場長
氏名 田中太郎



第28回福島地方労働審議会

労働行政の重点施策 労働基準部

- 1～2. 労働条件の確保・改善対策（自動車運転者）
3. 最低賃金制度の適切運営

平成30年3月9日

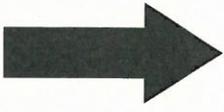


ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
福島労働局

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置

前国会で提出されていた「労働基準法の一部を改正する法律案」について、**月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）に係る中小企業への猶予措置を廃止**することとされている（平成31年4月）。

このようなか、**トラック運送業**では、総労働時間が長く、トラック運送事業者のみの努力でこれを改善することが困難な状況にあるため、**長時間労働抑制に向けた環境整備を進める必要がある**。



以下のロードマップに基づき、

- 関係者（※）で構成する**協議会を中央・都道府県に設置**。
※ 学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省、国土交通省）など
- 「**ガイドライン**」を策定し、長時間労働の抑制とその定着を図っていく。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・都道府県で協議会の設置・検討 (厚労省・国交省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置	協議会の開催、パ・イット事業の計画・検証、対策の検討等		
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			更新 な期 る的 対な 策F のU の検 討
③パ・イット事業（実証実験）の実施、対策の具体化			パ・イット事業（実証実験）の実施 労働時間短縮のための助成事業	
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

パイロット事業の概要 (※)

※ 厚生労働省委託事業または国土交通省委託事業のいずれかを活用

トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するため、**ガイドラインを作成し、その普及・定着を図る取組の一環**として実施する実証実験。

具体的には、受託者から派遣されるアドバイザー等、発荷主・着荷主、運送事業者を構成員とする集団が、**輸送実態の把握、労働時間短縮へ向けての課題抽出、解決手段の検討・実施**を行う。

● スケジュールとイメージは以下のとおり。なお、平成28年度と平成29年度に実施。

【参画者】 発荷主、着荷主、運送事業者

(アドバイザー) コンサルタント等の専門家←受託者から派遣

第1回

パイロット事業の説明、
アドバイザーが作成する自己診断チェックリストの配付、記入要領の説明

この期間中、アドバイザーが、自己診断チェックリストの分析、個別訪問などにより、**輸送実態の把握、労働時間短縮へ向けての課題抽出**を行い、**解決手段を検討・立案**する。

第2回

立案された**解決手段を**、アドバイザーから荷主、運送事業者へ**説明**

この期間中、**発着荷主、運送事業者において解決手段を実践**し、実際にどの程度の労働時間短縮効果があるのか、データを収集する。
その後、アドバイザーが中心になって、**効果の検証**を行う。

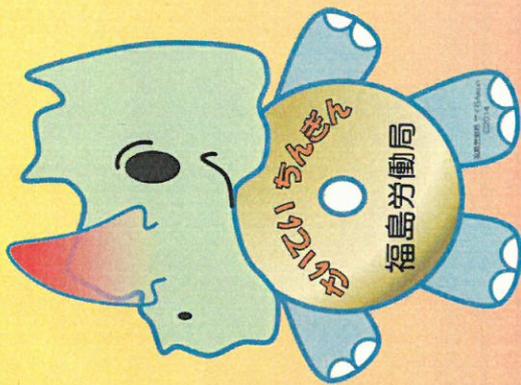
第3回

事業の**結果報告・今後の課題等を議論、報告書のとりまとめ**

福島県最低賃金

748円

時間額 平成29年10月1日発効
 ※パートやアルバイトにも適用されます。



特定(産業別)最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 (医療用計測器製造業(心臓計製造業を除く)を除く。)
 平成29年11月26日発効 **798円**

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金
 平成29年12月6日発効 **832円**

輸送用機械器具製造業最低賃金
 平成29年12月9日発効 **834円**

自動車小売業最低賃金
 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)
 平成29年12月9日発効 **831円**

非鉄金属製造業最低賃金
 平成29年12月16日発効 **847円**

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(748円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清原、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物組立の作業若しくは挿入110の業務に主として従事する者

最低賃金引上げ支援
業務改善助成金



検索
<http://www.mhlw.go.jp/kyomukaizen/>



厚生労働省 福島労働局
 最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局員会 ☎ 024-536-4604
 又は最寄りの労働基準監督署へ